

令和8年度 竹田市障がい者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等（別紙1（1））からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するために定める。

2 方針の適用範囲

この方針は、竹田市の全組織（実行委員会等（別紙1（2）を含む））に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、法第2条第4項及び政令等に定める施設等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

4 調達する物品等及びその目標

市が障がい者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。

(1) 物品（給食等材料、加工食品、農産物、日用品、記念品、その他）

・・・ 2, 0 0 4 千円以上

(2) 役務（軽作業、除草、建物・公園等の清掃、その他）・・・ 2 6, 1 3 2 千円以上

5 調達の推進方法

(1) 障がい者就労施設等が供給できる物品等については、障がい者就労施設等からの情報をもとに各組織に情報提供する。

(2) 本方針に基づき障がい者就労施設等から調達を行う物品等は別紙2のとおりとし、とりわけ行事に伴う弁当発注についてはできる限り障がい者就労施設等から調達を行うものとする。

(3) 障がい者就労施設等から調達する物品等の大量発注や新規発注については、一般社団法人おおいた共同受注センターを積極的に活用し、物品等の調達の推進を図る。

6 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、当該年度終了後に遅滞なく実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

7 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、社会福祉課障がい福祉係とする。

(1) 本方針の対象となる障がい者就労施設等

ア 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく事業所・施設等

就労移行支援事業所

就労継続支援事業所（A型・B型）

生活介護事業所

障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

地域活動支援センター

小規模作業所

イ 障がい者多数雇用企業

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社

・重度障がい者多数雇用事業所

①障がい者の雇用者数が5人以上

②障がい者の割合が従業員の20%以上

③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の割合が30%以上

ウ 在宅就業障がい者等

自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自らが行う障がい者（在宅就業障がい者）

在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

(2) 本方針の対象となる実行委員会等

市役所内に事務局があり、市の予算を財源とするイベントを実施するための実行委員会等

(別紙2)

障がい者就労施設等から調達を行う物品等一覧

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷・製本	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など